

日本薬剤師会 資料

資料1	「6年制薬局実習の受入薬局に対する日本薬剤師会の 基本的な考え方」新旧対比表・・・・・・・・・・	1
-----	---	---

「6年制薬局実習の受入薬局に対する日本薬剤師会の基本的な考え方」新旧対比表

(平成28年11月)

旧版 (平成19年3月作成、平成20年7月一部改定)	改定版 (平成28年11月一部改定)
<p>1. 薬局実習について</p> <p>薬局実習は、ひとつの薬局で完結することを原則とする。</p>	<p>1. 薬局実習について</p> <p>一薬局完結型を基本とする。</p>
<p>2. 受入薬局について</p> <p>受入薬局は、実務実習モデル・コアカリキュラムで求められるすべてのユニット (ユニットは参考1に記載) について実習可能な環境を準備できる薬局とする。受入薬局に複数の薬剤師が勤務する場合であっても、受入れた学生の薬局実習については当該薬局の認定実務実習指導薬剤師が責任をもって行う。受入薬局の要件は下記に示すとおりとする。</p> <p>(受入薬局の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保険薬局の指定を受けている薬局であること イ 一般用医薬品、医療機器を含む医療関連用品の販売を行っていること ウ 在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局であること エ 麻薬小売業免許を有すること オ 薬剤師賠償責任保険に加入していること カ 認定実務実習指導薬剤師が勤務していること 	<p>2. 受入薬局について</p> <p>受入薬局は、以下の体制を備えた薬局であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係法令を遵守し、適切に業務を実施していること ② 受入薬局は、「薬学実務実習に関するガイドライン (以下、「実習ガイドライン」という。)」に基づく実習環境が整備されていること (参考1を参照) ③ 複数の薬剤師が勤務する場合、当該薬局の認定実務実習指導薬剤師 (以下、認定指導薬剤師) を中心として、勤務する全ての薬剤師 (以下、「指導薬剤師」という。) が協力して実習を行う体制を確保していること ④ 開設者が実習全体の責任を持ち、認定指導薬剤師と連携を取り、適切な実習を行う体制を確保していること <p>受入薬局の要件については以下に示す通りとする。</p> <p>(受入薬局の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 実習ガイドラインが求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていること。なお「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。 イ 「代表的な疾患^{※1}」に関する症例を実習できる体制を整備していること ウ 認定指導薬剤師が常勤していること エ 薬剤師賠償責任保険に加入していること <p>※1 がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患、感染症 (「薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成25年度改訂版」F薬学臨床 より)</p>

<p>3. 受入れる学生について 受入れる学生については、下記のことが事前に確認されていること。</p> <p>ア 参加型実務実習を行うために必要な知識・技能・態度が修得されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務実習事前学習をはじめとする事前学習が十分に行われていること ・ それらの教育プログラムが第三者評価等により確認されていること ・ 薬学共用試験を通じて個々の学生の「知識・技能・態度」の評価が行われていること <p>イ 健康診断等を受診していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断を受診していること ・ 必要な疫学的検査を実施していること ・ 必要な予防接種を受けていること <p>ウ 傷害保険と損害賠償保険に加入していること</p>	<p>3. 受入れる学生について 受入れる学生については、以下のことが事前に確認されていること。</p> <p>① 参加型実務実習を行うために必要な知識・技能・態度が修得されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務実習事前学習をはじめとする学内教育が十分に行われていること ・ それらの教育プログラムが薬学教育評価機構の第三者評価、又は自己点検・評価により確認されていること ・ 薬学共用試験に合格していること <p>② 健康診断等を受診していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断を受診していること ・ 必要な疫学的検査を実施していること ・ 必要な予防接種を受けていること <p>③ 傷害保険と損害賠償保険に加入していること</p> <p>④ 実習継続のために必要な実習生の情報が、所属大学より実習施設の認定指導薬剤師に提示されていること</p>
<p>4. 受入学生数について 1回に受入れる学生数は、認定実務実習指導薬剤師の数に関わらず、1薬局2名までとする。</p>	<p>4. 受入学生数について 実習期ごとの受入学生数は、1薬局2名までとする。</p>
<p>5. 受入薬局のみで到達目標の全てを実習することができない場合の対応 受入薬局のみで、モデル・コアカリキュラムで求められる到達目標の全てを実習することができない場合等においては、一部の実習に限り同一支部の他の薬局に実務実習を委託することができる。受入薬局と委託する薬局の連携体制整備は、支部主導の下に行い、実習は委託する薬局の協力を得て、受入薬局の指導薬剤師の責任で行うこととする。</p> <p>委託できる到達目標は概ね下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局製剤に関するもの ・ 漢方製剤に関するもの 	<p>5. 学習成果基盤型教育（OBE）に基づく繰り返し実習を行うための連携体制の整備について 実習生が幅広い薬剤師業務について繰り返し体験し、コミュニケーション能力や問題解決能力を培う実習体制を確保するために、認定指導薬剤師が必要性を認めた場合、同一地域の薬剤師会の範囲及び規定において連携体制を構築する。</p> <p>なお、連携する場合は以下①～③を満たすこと。</p> <p>① 当該地域の薬剤師会の主導で構築された連携体制の範囲での連携とすること</p> <p>② 連携する薬局（以下、「連携薬局」という。）での指導は、連携薬局の指導薬剤師が行い、当該指導薬剤師は受入薬局</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療に関するもの 	<p>の認定指導薬剤師に対し、実習の進捗状況を報告すること ※連携薬局は、2の「受入薬局の要件」を満たすことが望ましい。</p> <p>③ 連携薬局における実習は、受入薬局の認定指導薬剤師の責任で行うこと</p> <p>また、連携薬局に協力依頼できる実習内容（方略を含む。）は以下に関するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療に関する参加型実習 ・ 薬局製剤に関するもの ・ 無菌調剤に関するもの ・ 学校薬剤師業務に関するもの
<p>6. 支部が主体となって受入体制を整備する実習について 地域で行う実習については、当該支部が主体となって実習体制を整備する。当該支部が主体となって実習体制を整備する到達目標は、概ね下記に示す項目とし、受入薬局と連携・協力して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日急病診療所等の見学に関するもの ・ 防災センター等の見学に関するもの ・ 学校薬剤師業務に関するもの ・ 薬と健康の週間等における医薬品の適正使用の啓発活動に関するもの ・ 麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止活動に関するもの 	<p>6. 地域が主体となって受入体制を整備する実習について 地域活動を体験する実習については、当該地域が主体となって実習体制を整備する。当該地域が主体となって行う実習内容（方略を含む。）は、概ね以下に示す項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医療（休日・夜間における医薬品供給等）に対応した活動に関するもの ・ 災害時における医療救護活動に関するもの ・ 薬と健康の週間等地域の保健・医療に関する事業や活動に関するもの ・ 麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物乱用防止活動に関するもの
<p>7. 学生の評価について 薬局実習の総括的評価は、受入薬局の指導薬剤師が大学教員と共に行う。 なお5に記載のように、他の薬局に委託した場合の評価に当たっては、委託先の薬剤師の意見も評価の参考とする。</p>	<p>7. 学生の評価について 到達度の総括的評価は、受入薬局の認定指導薬剤師が大学教員と共に行う。 なお、5、6に記載した実習の場合においては、直接指導に当たった指導薬剤師が形成的評価を行う。</p>
	<p>*新設 8. 本考え方の見直しについて 本考え方については、必要に応じて見直すこととする。</p>

*共に参考資料については省略している。